

サーモグラフィーカメラ運用ガイドラインQ & A

Q 1 本ガイドラインはどのような位置づけですか。

- A 1 本ガイドラインは、カメラの全庁貸出にあたり、最低限の基準を定めたものです。本ガイドラインに規定のない事項は主管課長の判断で決定してください。また、各施設の運営状況・各事業の実施内容等により、主管課長の判断でガイドラインより厳しい対応を行うことも可能です。
例) 高齢者を対象とする事業で、風邪症状がないことを参加条件に加える 等

Q 2 カメラの設定は変更できますか。

- A 2 基準温度・アラート機能は自由に設定できます。
特にアラート機能については、必要最小限の光量・音量に設定して使用するため、使用前に主管課で設定の上でテストを行ってください。

Q 3 カメラの使用や入場・参加制限について、どのように周知したらいいですか。

- A 3 施設への掲示、開催通知への記載、事業参加者募集チラシへの記載等、各施設の運営状況・事業の実施内容に応じて主管課で判断してください。

Q 4 カメラで発熱者検知時に再測定を行う体温計に指定はありますか。

- A 4 カメラの測定誤差±0.5℃より精密なものであれば、接触式/非接触式いずれでも構いません。なお、カメラには非接触式体温計2台を付属して貸出しますので、適宜ご活用ください。

Q 5 発熱者検知時の対応について、主管課で事前に協議・決定すべき事項は何ですか。

- A 5 各施設の運営状況・各事業の実施内容により検討してください。
例) ・発熱者検知時の声掛け方法・体温再測定時の動線・対応者
・発熱者に入場・参加制限を行うか否か(別室での事業参加を認めるか否か)
・入場・参加制限を行う場合の対応(発熱者への説明方法、代替手段の有無、別日程での事業参加可否、事前徴収した入場料・参加費等の返金可否等)
・発熱者が入場・参加制限に応じない場合の取扱い
・発熱者から氏名等を聴取するか否か(Q6参照) 等

Q 6 発熱者検知時の記録方法について、書式の指定等がありますか。

- A 6 書式は問いません。ただし、後日問い合わせや苦情等が入る可能性もありますので、日時・測定結果・対応内容は必ず記録してください。その他、各施設の運営状況・各事業の実施内容により必要な事項があれば、主管課長の判断のもと発熱者から必要事項を聴取し、併せて記録してください。
ただし、個人情報の収集・取扱いには十分留意してください。
例) 発熱者の氏名・連絡先、発熱以外の風邪症状の有無、対応職員名 等